

施設の使用に関する決まり

東京都立両国高等学校

都立学校開放事業運営委員長

- 1 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 2 1回の使用時間は、準備から後片付けの時間を含みます。使用時間は厳守してください。
- 3 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。
- 4 登録団体以外の者は校内への立入りはできません。
- 5 トイレは使用可能ですが、更衣室等の使用はできません。
- 6 グラウンドの出入りは、正門(西側)から校舎棟・体育館棟間の通路をお通りください。
- 7 自動車での来校は原則として禁止します。
- 8 自転車は、正門脇の自転車置き場に置いてください。
- 9 使用後は、必ず清掃、整地等を行い学校教育に支障のないよう現状回復してください。
- 10 敷地内は禁煙です。また、ごみや空き缶等は必ず持ち帰ってください。
- 11 使用可能な本校のサッカー用備品等は、サッカーゴール、ライン引き(石灰含む)となります。
- 12 午後に施設を使用する団体は、午前中に使用した団体から聞き取りを行うなどし、サッカーゴール等の備品を元の位置に片づけてください。
- 13 団体責任者は学校施設使用当日、使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 14 団体責任者は施設使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 15 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 16 「管理指導日誌」は、施設使用終了後、必要事項を記入し封筒に入れて正門脇ポストに投函してください。
- 17 承認された使用日時に施設を使用しないことが判明した場合は、速やかに使用の取消を運営委員長あて連絡するとともに、使用中止と記載した管理指導日誌を郵送若しくは窓口持参により提出してください。
- 18 グラウンド及び周辺使用範囲の凹凸やスプリンクラー器具設置箇所等を事前に確認するなど、使用者の責任において事故防止に努めてください。
- 19 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止します。又は、団体の登録を取り消すこともあります。
- 20 使用者は適宜保険に加入願います。